

東京学芸大学附属図書館規程の一部改正について（案）

現 行	改 正 （案）
（目的） 第1条 東京学芸大学附属図書館（以下「附属図書館」という。）は、<u>図書及びその他の図書館資料を収集管理し、本学教職員及び学生の利用に供することを目的とする。</u> （運営） 第2条 館長の諮問に応じ附属図書館の運営に関する重要事項を審議するため、附属図書館委員会（以下「委員会」という。）を置く。 2 委員会に関する規程は、別に定める。 第3条 <u>附属図書館の事務部の組織及び事務分掌に関することは、別に定める。</u> 〔省略〕	（目的） 第1条 東京学芸大学附属図書館（以下「附属図書館」という。）は、<u>学術情報の収集、整理、保存、提供等を行い、本学における教育、研究等の支援に資することを目的とする。</u> （運営） 第2条 館長の諮問に応じ附属図書館の運営に関する重要事項を審議するため、附属図書館委員会（以下「委員会」という。）を置く。 2 委員会に関する規程は、別に定める。 第3条 <u>附属図書館の業務は、学術情報部において処理する。</u> 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成16年4月1日から施行する。</u>